



越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観 保存活用計画

令和2年7月

福井市



< 目 次 >

1. 計画策定の経緯と目的.....	1
1-1. 計画策定の経緯.....	1
1-2. 計画の目的.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	2
1-4. 検討体制.....	3
2. 文化的景観の概要.....	4
2-1. 位置及び範囲.....	4
2-2. 文化的景観の特性.....	5
2-3. 文化的景観の本質的な価値.....	11
3. 保存及び活用に関する基本方針.....	12
3-1. 保存に関する基本方針.....	12
3-2. 活用に関する基本方針.....	13
3-3. 運営体制に関する基本方針.....	14
4. 保存に配慮した土地利用に関する方針.....	15
4-1. 土地利用の方針.....	15
4-2. 行為規制の方針.....	22
5. 活用に関する方針.....	28
5-1. 活用の考え方.....	28
5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針.....	28
5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針.....	29
5-4. 修理等の方針.....	31
5-5. 防災に必要な施設整備の方針.....	32
6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針.....	33
6-1. 運営体制の考え方.....	33
6-2. 関連組織とその役割.....	33
7. 重要な構成要素.....	36
7-1. 重要な構成要素.....	36
7-2. 重要な構成要素の保護の方針.....	37
7-3. 重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針.....	41
7-4. 重要な構成要素「城有町集落」の保存方針.....	42
7-5. 重要な構成要素である集落の現状変更の取扱い.....	43
7-6. 重要な構成要素の個票.....	44

1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の経緯

福井市下岬地区では、冬になると越前海岸に面した斜面一帯に水仙の花が咲き誇る。水仙はヒガンバナ科のニホンズイセンで、越前海岸は千葉県の房総半島、兵庫県の淡路島と共にニホンズイセン三大群生地の一つとされ、当地の水仙は「越前水仙」のブランド名で知られている。越前海岸における水仙の栽培面積は70haを超え、日本一の広さを誇る。雪国の北陸にありながら、水仙栽培に適しているのは、温かい対馬海流と強い海風によって雪が積もりにくく、また、土地の水はけが良いからとされている。

古く室町時代には将軍家に献上されたとされる水仙は、近代以降、この地域の人々の冬の生業となり、その栽培面積は広まっていった。昭和29年(1954)には福井県花に選ばれ、昭和51年(1976)には旧越廼村(旧越廼村は平成18年(2006)に福井市に編入合併)の村花に指定されるなど、福井を代表する花として多くの人に愛されている。また、その産地は福井市だけでなく、越前町、南越前町に至る越前海岸一帯の広い範囲に分布しており、各地区の重要な生業、観光資源として育まれてきた。

これら水仙を含む越前海岸の景観保全の動きは、昭和43年(1968)、越前加賀海岸国定公園に指定されたことが大きな画期となる。水仙群生地は大部分が国定公園の特別地域に含まれており、自然景観としての保護が図られるようになった。

文化的景観としての取組は、文化庁が平成12年度(2000)から平成15年度(2003)にかけて実施した「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」に始まる。その中で選択された文化的景観に該当する重要地域の一つとして、福井県からは「越廼村の水仙畑」が選ばれた。また、福井県では平成23年(2011)に福井の美しい景観を県内外に発信し、ふるさとへの誇りと愛着の醸成を図るとともに、県民の財産である景観を守り育てていくことを目的に「福井ふるさと百景」を選定し、その一景に「馥郁たる香り 越前水仙」として水仙畑の景観が選ばれている。

福井県では、重要文化的景観の選定による水仙畑の保存と活用を目指し、福井市・越前町・南越前町と協力して、平成28年度(2016)から平成30年度(2018)にかけて水仙畑に係る保存調査を実施し、「福井県文化的景観保存調査有識者検討会」を設置して議論を行い、平成30年度末に「福井県文化的景観保存調査報告書」を刊行した。

1－2．計画の目的

「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」は、海岸近くの平地が少ない斜面地形という厳しい環境の中、農業を中心に海や山の恵みを糧とし、また水仙栽培を副業とする生業を継承してきた農村の特徴がよく現れた文化的景観である。景観の核となっている水仙は、減反政策による水仙畑の拡大や地域振興政策などによって当地の特産品となり、福井市はもちろんのこと、福井県の観光のシンボルとしても欠かすことのできないものとなっている。

一方、少子高齢化や人口減少、生業の担い手不足、獣害、自然災害の発生などの問題が深刻化しており、水仙栽培をはじめ、当地の生活・生業の継続に向けた課題対応が求められている。

本計画の目的は、地域住民と福井市との協働、福井県、越前町及び南越前町との連携・協力によって「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」を含む「越前海岸の水仙畑の文化的景観」の本質的価値を将来にわたって継承し、その歴史的な資源や水仙畑を活かした地域づくりを推進することである。本計画では、その方向性を示して地域の内外に発信・共有するとともに、新たな人的交流や経済活動の活性化を促すことで、文化的景観の保護のみならず、持続可能な地域社会の実現を目指していく。

1－3．計画の位置づけ

福井市では市政の方向性を定め、全ての政策・施策の指針となる総合計画を定めている。現行の「第七次福井市総合計画」（計画期間：平成29年（2017）～令和3年（2021））で文化的景観に関するものとしては、「郷土の文化や歴史、自然を生かした個性的で魅力あるまちをつくる」「健やかで自立心をもった感性豊かな子どもを育むまちをつくる」「観光資源を磨き上げおもてなしの心があふれる観光のまちをつくる」「若者が希望を持てる農林水産業のまちをつくる」の項目があり、郷土の文化財の保存と活用、地域との連携による学校教育の充実、特徴ある観光資源の魅力向上、農山漁村の生活環境の保持などの振興方針を示している。本計画は、上位計画である福井市総合計画との整合性を図って策定するとともに、関係部局と連携しながらその運用を行う。

また、福井県では、平成29年（2017）3月に広域景観の形成を誘導するプロセスを示した「福井ふるさと広域景観ガイドライン」を策定し、「越前海岸の水仙畑の文化的景観」を「越前海岸景観軸」に位置付けている。良好な広域景観の形成に向け、福井県、越前町、南越前町との連携を十分に図りながら本計画を運用していく。

1-4. 検討体制

「文化的景観保存活用計画策定委員会」を設置し、有識者や地元の水仙農家などの協力を得るとともに、福井県や越前町、南越前町との調整を図りながら、計画を検討した。

また、地域住民とは、地元説明会・意見交換会をとおして文化的景観への理解と意識を高めた。

委員会の構成やオブザーバー、事務局は下記のとおりである。

表 1-1 文化的景観保存活用計画策定委員会 委員

区分	委員名	所属・職名
	大下 元幸	河野水仙出荷組合 組合長
副会長	多米 淑人	福井工業大学 教授
	仁科 章	元福井県歴史博物館 館長
	野嶋 慎二	福井大学 教授
会長	丸山 宏	名城大学 教授
	宮本 修	越前町すいせん部会 会長
	山本 正男	こしの水仙部会 会長
	吉岡 俊人	福井県立大学 教授

オブザーバー	永井 ふみ	文化庁 文部科学技官
	〔福井市〕	都市整備課、越廼総合支所、おもてなし観光推進課、園芸センター
	〔越前町〕	企画財政課、織田文化歴史館、商工観光課、農林水産課、定住促進課
	〔南越前町〕	観光まちづくり課、農林水産課、河野事務所
	〔福井県〕	教育庁生涯学習・文化財課、交流文化部文化課
事務局	〔福井市〕	文化財保護課
	〔越前町〕	地域創生室
	〔南越前町〕	教育委員会事務局
	〔受託業者〕	(株) 日本海コンサルタント

(委員名は 50 音順、敬称略)

2. 文化的景観の概要

2-1. 位置及び範囲

本計画の対象とする範囲は福井県福井市下岬地区の居倉町・浜北山町・赤坂町・城有町・八ツ俣町の各一部である。

対象範囲は、海側は海岸線までとする。山側は農地が混在する山林区域の字^{※1}の山側の境界線までとし、赤坂町は居倉町の水仙農家が所有・管理する水仙畑を含む字^{※2}の山側の境界線とする。(面積：354.7ha)



図 2-1 計画対象範囲（越前海岸地域）

- ※1：浜北山町の 58 字ミヤノウエ、60 字サワ、61 字オオクボ、63 字ヒガシトウガタニ、66 字コヤマ及び居倉町の 63 字シンナシ、72 字ナカタカヤマ及び城有町の 67 字ヨコバタケ、68 字ウエノヤマ、69 字コメタロウ及び八ツ俣町の 70 字オオタキ、71 字シモオオハタ、75 字カミオオイナバ、76 字クチコウチ
- ※2：6 字ソロジ、7 字ソトワ、8 字ハナダ、9 字カジバタケ、10 字ウエノヤマ、11 字ノムキ、12 字ビワガタニ、13 字ビワセ、65 字カミカノセ

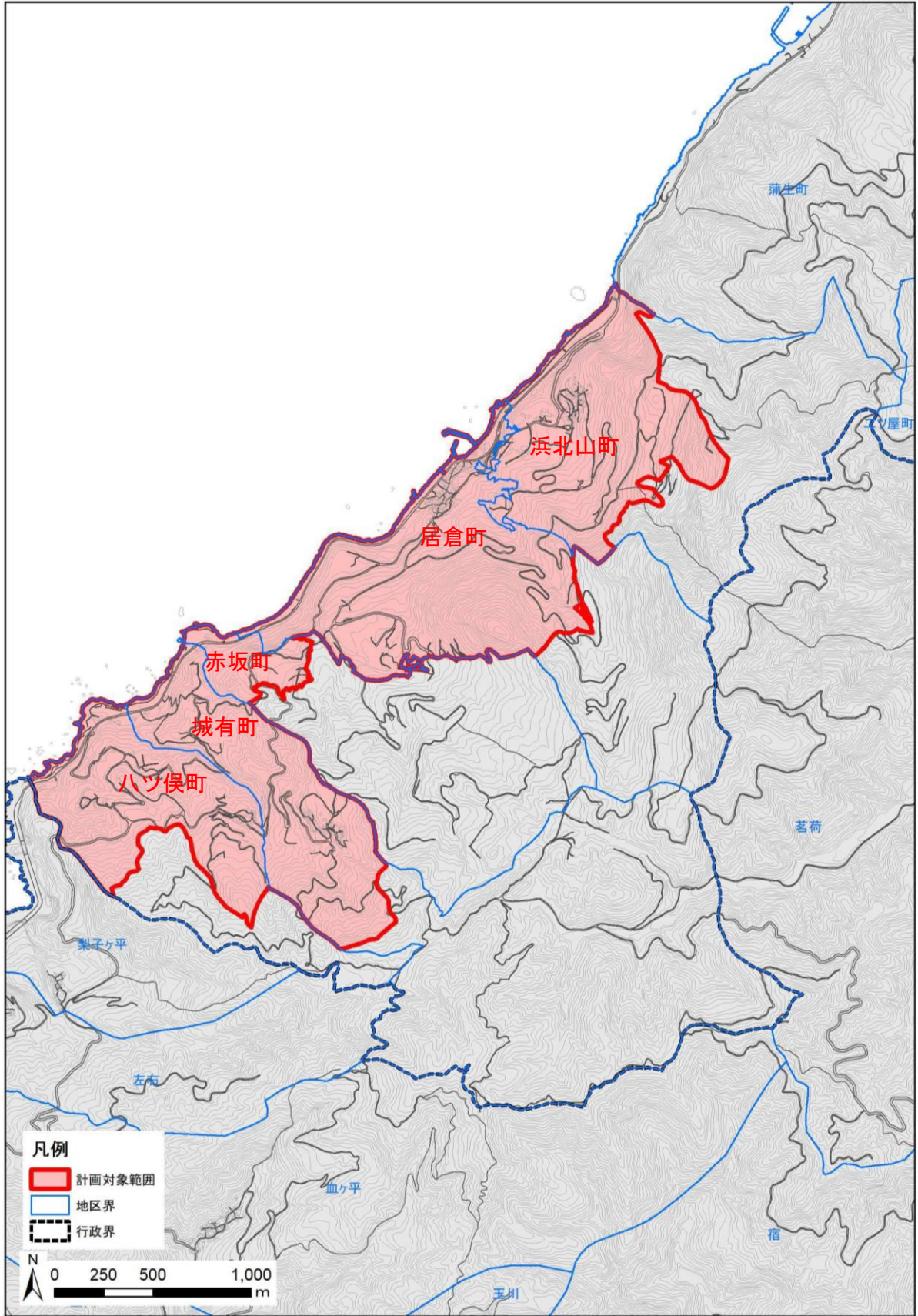


图 2-2 計画対象範囲

2-2. 文化的景観の特性

1) 自然的特性

(1) 丹生山地が越前海岸に迫る急峻な斜面地形

越前海岸は隆起海岸による雄々しい岩礁から形成されており、越前加賀海岸国定公園に含まれている。東には標高 200~600mほどの丹生山地が迫り、分水嶺が海岸寄りにあるため、わずかな海岸段丘や海岸周辺以外には急峻な斜面地形が広がり、短く急勾配の河川が谷間を流れている。

居倉町・浜北山町・赤坂町は、東に位置するガラガラ山の斜度 35 度~27 度の北西斜面がやや緩やかとなった標高 100m未満の斜面下部から海岸沿いの平地にかけて集落が形成され、その周辺の棚田跡や海岸沿いの急斜面地に水仙畑が展開している。

また城有町・八ツ俣町は、西に日本海を臨む高地の山間に集落が開けており、標高 280 m付近に城有町集落が、標高 180m付近に八ツ俣町集落が形成されている。水仙畑は集落から離れた海岸段丘上の棚田跡や海岸沿いの急斜面地に展開している。

(2) 水仙栽培に適した気候と地質

越前海岸は、対馬海流の影響を受け、県内でも比較的温暖で降雪量も少なく、照葉樹林帯の北限に当たる。また、表土が薄く、火成岩・堆積岩などからなる水はけのよい地質である。このような環境はニホンズイセンの生育に適しており、地域内での自生及び栽培につながっている。



図 2-3 越前海岸の海岸線



図 2-4 ガラガラ山

2) 歴史的特性

(1) 中世以前の生業と歴史

当地域の歴史は古く、居倉町の居倉小浜遺跡から縄文時代の遺物が出土するなど、古代から人の営みがあったと考えられる。また、その地名が史料上に確認されるのは鎌倉時代で、居倉町の山本家文書「預所代僧刀禰職宛行状」(元応2年(1320)12月13日付)に「居蔵浦」と出てくるのが最初である。また、同家文書「居倉浦年貢目録」(年未詳、南北朝時代か)には、居倉浦が領主に負担する年貢として、塩・和布・海苔などの海産物が記載されており、古くから海との関わりを持って発展してきたことが想像される。

また城有町には中世の山城跡がいくつか残されており、古来、戦略上の要衝であったことが分かる。このうち城有殿稲場城跡は天正2年(1830)に一向一揆に敗れて信濃に逃亡した本田広孝の城跡と伝えられており、これが城有の村名の由来となったといわれている。

(2) 近世における農業と自然災害の克服

近世の当地域は、当初は福井藩領、貞享3年(1686)以降は幕府領となり幕末まで存続した。石高は江戸時代を通じてほぼ変わらず、海岸段丘上の農地や山地の斜面に石積みをして造成された棚田での稲作が主体であった。なお浜北山・赤坂は、慶長3年(1598)の「検地帳」(居倉区有文書)には居倉浦に含まれており、同10年(1605)の「検地寄目録」(同文書)作成の際に村切りが行われたものと考えられている。

居倉町の区有文書に残る江戸時代の農地管理に関する記録には、小規模な田畑を早ばつ・氾濫・高波などの影響から守るため、用水・川除・波除の普請が絶え間なく続けられたことが記録されている。特に当地域には急峻な地すべり地形が見られ、それが河川の氾濫や山崩れを度々誘発しており、天保元年(1830)に居倉で起こった山崩れの記録によれば、田畑のみならず家屋まで破壊され、一面岩原と化したとされている。このような度重なる田畑の荒廃に対し、当地の先祖たちは多大な時間と労力をかけて再開発を行い、生業の維持に努めてきた。

このような厳しい環境下にあっては、稲作以外の産物も重要な生活の糧として発展したようで、江戸後期編纂の地誌『越前国名蹟考』や明治初年(1868)『足羽県地理誌』には、当地区の特産物として浜北山の飯かき(竹細工の一種)が挙げられている。

(3) 近代以降の産業と水仙の特産化

近代に入っても稲作を中心に、畑ではサツマイモ・大根など、山ではクワ・ミツマタ・アブラギリなどの栽培・収穫が行われた。

浜北山では竹細工、赤坂では養蚕が盛んだったほか、居倉はウニの産地として有名で、一年の収入の大半を夏に2週間だけ行われるウニ漁で稼ぎ出したという。居倉は、沖漁を中心とした漁業も行われてきたが、江戸後期以降は近隣の浦方に対して漁業権を貸与し使用料を得る卸海が主体となり、積極的な漁業へは発展しなかったようである。また地元での少ない収入を補うため、男性は杜氏や船乗り、土方として出稼ぎしたり、大工・石屋などの職人となるものが多かった。石屋が多かったのは、少ない農地を確保するための石積みの需要があり、ガラガラ山産出の石が豊富に採取できたからと考えられる。

城有では、広大な山林を利用した薪炭生産が盛んで、所有林はもちろんのこと、区有林や隣村の茗荷村・萩野村(現越前町)の山々の雑木も買い求めて炭を焼いたという。

また、全戸で牛を飼っており、牛は農耕や農産物・肥料の運搬、木材の牽引、生産された木炭の搬出など、上り下りの多い山の労働力として欠くことができないものであった。なお城有村は、明治12年(1879)に連合戸長が置かれた際は、浜北山・居倉・赤坂・城有・八ツ俣・梨子ヶ平・血ヶ平・玉川・左右の計9ヶ村の戸長役場が設置され、海と山を結ぶ交通の結節点として、これらの村々の行政の中心として機能した時代もあった。

八ツ俣では、昭和30年(1955)頃までは副業として養蚕、アブラギリ・ミツマタ栽培などが行われてきた。また、明治以降、当集落の男性は、冬期間、伏見などの酒造工場へ杜氏として出稼ぎに出て生活の一助とし、これは昭和40年代初めまで盛んであった。昭和40年代からは山地を切り開いて温州みかんや富有柿の栽培がはじまり、収穫シーズンには観光みかん園がオープンして多くの観光客で賑わった。また、昭和34年(1959)に海岸道路(現国道305号)が開通し、昭和43年(1968)に海岸道路と集落を結ぶ道路が新設されると、八ツ俣町集落の生業は農業から海岸部での観光業にシフトしていった。越前海岸の観光開発が進み、昭和40年代半ばから国道沿いに宿泊施設やドライブインなどが建設され、住民の多くが観光業に従事するようになった。

一方、当地域に発祥伝説が伝わる越前水仙は、近代になって本格的な出荷が始まったとされており、昭和初期には京阪地方や名古屋方面にも出荷するようになったという。12月頃に収穫時期を迎える水仙は正月花として特に人気を博し、昭和20年代以降は農業組合を中心に組織的な出荷を行って利益を上げていった。また、昭和40年代後半からは、国の減反政策によって水仙が当地区の転作作物として奨励された。元々は斜面地中心であった水仙畑が、棚田全体にまで広がっていったのは、このような経緯によるものである。

さらに一村一品運動に象徴される国の地域振興政策が全国的に流行する中で、水仙が当地区の特産物として農業的にも観光的にも特化されていくことになる。一年を通して水仙の花を見ることができると水仙ドーム・水仙の里公園が整備され、開花時期に合わせて水仙まつりが開催されるなど、越前水仙は重要な観光資源、まちづくりの根幹の一つにもなっている。

3) 生活・生業の特性

(1) 地域の特性を活かした産業と水仙栽培

居倉・浜北山・赤坂では、河川沿いの棚田を利用した稲作のほか、ミカンなどの果樹、クワ、ミツマタ、アブラギリ、ギンナン、シメジなど林産物の栽培、養蚕などが古くから営まれていた。また、浜北山ではざる籠・飯かきなどの竹細工、赤坂では花木栽培が盛んだった。現在、これらの産業のほとんどは行われなくなってしまったが、水仙採取時の籠などには竹細工の名残を見ることができる。

また、海に面する居倉では、ウニやサザエなどの魚介類、ワカメやモズクなどの海藻類が豊富に取れたことから浅海漁業が盛んで、半農半漁の営みが行われてきた。ただ居倉の漁業の代名詞でもあったウニ漁は近年漁獲量が激減し、現在はワカメ漁を中心に行われている。

当地域は福井県内でも比較的温暖で、積雪量も少なく、また、水はけの良い土壌であったため水仙栽培に適しており、近代以降、冬場の貴重な収入源として栽培が広がっていった。居倉では、明治の終わりごろ、自生していた水仙を切り花として販売するようになり、昭和10年(1935)には越前水仙出荷組合が設立された。また、昭和40年代か

らのコメの減反政策に伴い、徐々に棚田が稲作に比べて手間が少なく収入が多い水仙栽培へと切り替えられていったほか、ミカン園、山林なども水仙畑に移行していった。併せて、旧越廼村では、1年を通じて農業で収入を得ることができるよう、地域特産物として水仙栽培を推進したことも栽培面積の拡大につながった。

一方、城有・八ツ俣は、古くより、海岸段丘上の平地を利用した農業と広大な山林での林業で生計を営んできた。特に城有においては山林の木材を用いた薪炭の生産が盛んであったが、昭和30年代には化石燃料の広がりにより薪炭の需要が激減し、林業は植林に移行していった。昭和38年(1963)には150haの公社造林が実施され、山林の植生は広葉樹主体から針葉樹主体に大きく様変わりした。

他に生業として、昭和30年(1955)頃まではアブラギリ・ミツマタ・クワの栽培、養蚕などが行われていたが、現在は行われていない。またボケなどの花木栽培も行われたが今ではほとんど見られなくなった。八ツ俣で盛んだった果樹栽培は、観光みかん農園1軒を残すのみである。

水仙は、海岸近くの急斜面地のほか、減反政策等をうけて棚田跡や果樹園だった場所でも栽培されるようになった。収穫した水仙は、水仙畑から離れた集落の自宅玄関先や倉庫、畑に隣接する作業小屋などで仕分け作業を行い出荷される。城有町集落の入口には山水を利用した共同洗い場が整備され、水仙の洗浄などに用いられている。

(2) 少ない平坦地に形成された集落と伝統的民家が建ち並ぶ山間の集落

居倉町・浜北山町の集落は、斜面に石積みによって築かれた平坦地に作られており、湧水や河川からの引水が可能な場所に立地している。その周辺の斜面には石積みの棚田も広がっており、この地域の特徴的な景観となっている。

一方、城有町・八ツ俣町の集落は、家屋の敷地規模が広めで、敷地内に倉庫等を有し、切妻屋根に銀鼠色の越前瓦、漆喰や木製板張りの妻壁に格子組があり、妻壁前面に瓦葺の下屋がある「ふくい伝統的民家」の基準を満たす農家型住宅が多く見られ、杉林に囲まれた山間の農村集落の風情が感じられる。

(3) 地域の紐帯となる社寺と年中行事

社寺では四季折々に特徴的な年中行事が行われている。正月には居倉町、浜北山町の各春日神社で厄除けの餅まきが行われている。春には居倉町の春日神社で「朝宮様」と呼ばれる神刀を拝み村内安全を祈る祭事が行われている。秋の例祭は最も大きな祭事で、浜北山町や城有町では伊勢大神楽系の神楽(獅子舞)が奉納される。いずれの行事にもほぼ全ての住民が参加しており、その中には今は集落を離れて暮らしている家族の姿も多く見られる。過疎化が進む集落であるが、これら多彩な年中行事が紐帯となってコミュニティが維持されている。



図 2-5 浜北山の竹細工

出典：越廼ふるさと資料館



図 2-6 居倉の雲丹採り

出典：越廼ふるさと資料館



図 2-7 カキの木と水仙畑（ハツ俣町）



図 2-8 越前海岸と水仙畑（城有町）



図 2-9 浜北山町の秋季例祭の神楽奉納

2-3. 文化的景観の本質的な価値

<越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観>

「越前海岸の水仙畑の文化的景観」は、日本海に面し、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な丹生山地西麓の急傾斜地帯において、冬の副業の一つであった水仙栽培を、地域の代表的な生業へと発展させてきた過程を捉えることができる文化的景観である。海に面し広い山林を有する集落においては、海際や山間の谷筋などのわずかな緩傾斜地に居住地が築かれ、その立地特性に応じて稲作を中心とする農業に加え林業・漁業、様々な副業が営まれてきた。

越前岬の北方に位置する「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」は、海際のわずかな緩傾斜地に形成された半農半漁の集落で、その周辺の棚田を含む斜面地に展開する水仙畑、背後の山林からなる集落の構造を顕著に示す居倉町・浜北山町・赤坂町と、かつて海と山をつなぐ交通の結節点であった林業・農業を生業とする山中の集落で、そこから離れた棚田を含む海際の傾斜地を利用した水仙畑からなる集落の構造を顕著に示す城有町・八ツ俣町とから成り立っている。

当地に自生していた水仙の栽培は、海際の水稲耕作に不適な傾斜地で行われていたが、近代以降の交通網の整備により産業化が促され、他の生業・副業の衰退、戦後の減反政策、水仙の特産品化や観光資源としての活用等を受け、棚田・畑・山林を転作し推し進められた。こうして、海食崖や岩石海岸が雄々しい海岸沿いに、一面の水仙畑が広がる壮観な景観が形成された。



図 2-10 日本海と水仙畑（居倉町）

3. 保存及び活用に関する基本方針

3-1. 保存に関する基本方針

1) 住民と行政の連携による水仙畑の景観の維持・拡大

水仙畑の景観を地域のかげがえのない共有財産として認識し、住民や水仙農家だけでなく、行政や関係団体が積極的に協力して、水仙畑の景観を守り育てるよう取り組む。

2) まとまりのある土地利用の継続

文化的景観を、保存調査で明らかにした「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、それぞれの景観単位の特徴に応じた土地利用を継続する。特に農用地区域は、水仙畑の維持・拡大を目指すとともに、集落区域は居住地として住み続けられるよう、交流や定住促進を進める。

3) 生業の変遷や集落の歴史を伝える構成要素の保存・活用

稲作が行われていた時代の水利施設や、棚田や集落の石積み、社寺・石造物などを重要な構成要素として保存・活用し、生業の変遷や集落の歴史を後世に伝えていく。

3-2. 活用に関する基本方針

1) 水仙栽培の継続・発展のための支援

生産現場の実情をよく把握したうえで、農林水産部局と連携しながら、水仙の品質向上に係る技能支援、獣害防止柵設置や獣害圃場再生に係る支援、担い手の育成を推進する。また、学校教育や生涯学習との連携を図り、福井県の県花である水仙への関心を高め、担い手の芽を育てていく。

2) 交流・滞在を促す魅力発信

ビジターセンターや案内サイン等の整備に加え、地域の魅力を見つけ、伝える人の育成を推進する。地域住民だけでなく、地域外の若者等を積極的に呼び込み、人と人との交流を通して、地域の魅力を発見し、その情報発信を担う人材を育てていく。そしてこれらの人材が活躍できるよう、散策ルートの設定やガイドツアーの実施など、来訪者を受け入れ、地域の魅力を伝える体制を整えていく。

3) 新たな生業や地域デザインが生まれる土壌づくり

空き家・空き施設を使った農家民宿等の推進やテレワーク可能環境の整備などにより、多様な人材がこの地域と交流し、水仙を利用した新たな生業や地域デザインが創出される土壌の醸成を図っていく。

4) 統一感ある集落景観の維持

生活の拠点となる集落区域については、修理等の方針を示し、現在の統一感ある農村景観を維持しながら修理を推進する。また、自然災害等に対応するため、地域防災計画に則り必要な施設整備を検討する。

3-3. 運営体制に関する基本方針

1) 地域住民との連携・協力

水仙畑の維持・拡大にむけて、水仙栽培の課題と対策を協議する意見交換会や新たな水仙の活用を検討するワークショップを開催しながら地域住民との連携・協力を図る。また、重要な構成要素の修理現場の公開やサイン等整備の検討会などへの参加を促し、文化的景観についての学びの場を設ける。

2) 行政内の連携

文化財担当部局と、景観、まちづくり、観光、農林水産、建設の各担当部局と連絡会議を開催し、適切に情報共有を図りながら、保存・活用を推進する。

3) 福井県、越前町及び南越前町との連携

文化的景観「越前海岸の水仙畑の文化的景観」として本質的価値を共有する越前町、南越前町、水仙を県花とする福井県と連携協議会を設立して連携・協力を行い、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。

4) 委員会の設置

「(仮称) 福井市文化的景観保存活用委員会」を設置し、関係者による価値の共有化、情報収集を行うとともに、保存・活用の課題について定期的に検証・再検討して、本計画の推進を図る。

4. 保存に配慮した土地利用に関する方針

4-1. 土地利用の方針

居倉町・浜北山町・赤坂町の特徴は、丹生山地の北西斜面下部から海岸近くに集落が立地し、その周辺に水仙畑が展開していることである。当地の文化的景観を保存するためには、水仙畑と集落、海岸の景観を一体的に保全していく必要がある。

一方、城有町・八ツ俣町の特徴は、丹生山地の北西斜面の山間部に集落が立地し、集落から離れた海岸部の斜面地や海岸段丘上の棚田跡に水仙畑が展開していることである。当地の文化的景観を保存するためには、水仙畑と海岸、集落と山林の景観を合わせて保全していかなければならない。

本計画では、上記の立地特性により居倉町・浜北山町・赤坂町と城有町・八ツ俣町の2地区に分けて、それぞれの景観構成要素を「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、文化的景観の本質的価値を構成する特徴を挙げ、その土地利用の方針を示す。

1) 農用地区域

(1) 特徴

【居倉町・浜北山町・赤坂町】

- ・水仙の元々の自生地である海岸付近の斜面地をはじめ、集落後背の山側の斜面地、棚田跡の耕地等、農地のほとんどで水仙（ニホンズイセン）の露地栽培が行われている。
- ・水仙畑に生えるイチョウの木は、土地の境界を示す目印、水仙の日除け・風除け等の役割を果たしている。また、黄葉の時期にはイチョウの葉の黄色と水仙の緑とのコントラストが美しい景観となる。
- ・棚田跡には地元石材を使った石積みが見られる。また、稲作が行われていた時代に使われた石積みの用水路やため池が残っている。
- ・農作業小屋や水仙の集出荷・販売などの施設が点在し、水仙栽培の維持・継続に寄与している。

【城有町・八ツ俣町】

- ・集落から離れた海岸近くの斜面地や海岸段丘上の棚田跡の耕地など、農地のほとんどで水仙（ニホンズイセン）の露地栽培が行われている。
- ・水仙栽培のための作業小屋があり、水仙栽培の継続に寄与している。
- ・水仙畑付近には風除けとしてトベラの木が見られる。
- ・水仙畑のイチョウの木は、水仙の日除け・風除け等の役割を果たしている。また、黄葉の時期にはイチョウの葉の黄色と水仙の緑とのコントラストが美しい景観となる。
- ・水仙畑の一部には作業道（遊歩道）が整備され、水仙栽培の継続に寄与している。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・農地としての維持保全に努める。 ・斜面地の水仙畑においては、現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。 ・棚田跡の耕地においては、基本的に現在行われている水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。なお、その他の農作物への転作は妨げないものとする。 ・棚田跡の区画は、基本的に現在の形状を保存するように努める。 ・水仙をシカ・イノシシによる獣害から守るため、景観に配慮しながら防護柵の設置を行う。 ・遊休農地については草刈り等を行い、水仙畑としての修景に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努めるが、十分な強度を有し、簡易に行える工法を検討する。 ・水仙畑のイチョウの木、トベラの木を伐採した場合は、同様の木を植栽するなどして、景観を維持することが望ましい。 ・作業道（遊歩道）は現状維持に努める。
ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に埋立てをせず、安全を確保しながら、痕跡の維持に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努めるが、十分な強度を有し、簡易に行える工法を検討する。
水仙栽培 関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努める。

2) 集落区域

(1) 特徴

【居倉町・浜北山町・赤坂町】

- ・集落は東の山側から西の海側へと下る斜面下部の平坦地に立地し、等高線に沿って家屋が築かれている。またそれをつなぐようにしてゆるやかな曲線を持った道路が作られており、その道路に面して玄関を設けるため、平入り・妻入りのどちらも見られる。
- ・家屋の間取りに水仙農家の特徴となるようなものは見られないが、水仙の仕分け作業等が玄関先の前庭や倉庫・作業小屋を使って行われている。
- ・建築年代により多少の変化はあるものの、厳しい浜風による塩害に備えるため外壁を木製板張りとし、屋根は銀鼠色の瓦屋根とする家屋が目立つ。
- ・基本的に2階建て以下で外壁の色彩に統一感のある家屋が建ち並んでおり、一体感のあるまちなみの景観が形成されている。
- ・斜面に平坦地を築くための基礎・擁壁等として石積みが見られる。築造年代によって積み方や石質が異なるものの、概ねガラガラ山産出の安山岩を用いて、地元の石屋によって構築・維持されてきたものである。斜面地に立地するまちなみの景観を特徴付けている。
- ・海岸近くの家屋には、浜風を防ぐための生垣が見られる。
- ・昭和27年（1952）頃まで飲料水として使われていた水汲み場（御清水跡）が残る。
- ・辻々に地蔵菩薩像などの石仏が見られ、信仰の歴史を現している。
- ・信仰の場としての社寺が集落の高台に存在し、住民の紐帯となる年中行事として正月の餅撒き神事や秋の例祭などが継承されている。また、平安時代の仏像や室町時代の石塔なども残り、地区の歴史を伝える場所ともなっている。

【城有町・ハツ俣町】

- ・集落は山間に立地し、等高線に沿って家屋が築かれている。また、それをつなぐようにしてゆるやかな曲線を持った道路が存在している。
- ・敷地規模が広めで、敷地内に倉庫等を有する家が多い。
- ・切妻屋根に銀鼠色の瓦をのせ、漆喰や木製板張りの妻壁に格子組があり、妻壁前面に瓦葺の下屋があるという福井県の典型的な農家住宅の特徴を備える家屋が目立つ。
- ・2階建て以下で外壁の色彩に統一感のある家屋が建ち並んでおり、一体感のあるまちなみの景観が形成されている。
- ・家屋の間取りに水仙農家の特徴となるようなものは見られないが、水仙の仕分け作業等が玄関先や前庭、倉庫・作業小屋を使って行われている。
- ・斜面に平坦地を築くための基礎・擁壁等として石積みが一部に残る。築造年代によって積み方や石質が異なるものの、概ね地元産出の石材を用いて構築・維持されてきたものである。
- ・豊富な山水を引き入れて作られた共同洗い場が水仙の洗浄等に利用されている。
- ・水仙の集出荷場があり、水仙栽培の維持・継続に寄与している。
- ・独鈷池や石造不動明王像などかつての湧水地に由来するものが残っている。
- ・信仰の場としての社寺が集落の高台に存在し、住民の紐帯となる年中行事として秋の例祭などが継承されている。また、平安時代の仏像などが残り、地区の歴史を伝える場所ともなっている。
- ・地域の歴史を物語る城跡などが残る。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
集落	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の新・増・改築を行う際は、周囲の家並みに調和するよう努める。 ・前庭等の空間をもつ家屋は、新築時その空間の維持に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用することが望ましい。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和に努める。 ・防風のための生垣は現状を維持し、周辺の景観との調和に努める。 ・水汲み場跡や湧水地跡など生活の歴史を現すものは現状維持に努める。 ・共同洗い場は現状維持に努める。 ・水仙の集出荷場の改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努める。 ・土地の形質の変更は必要最小限になるよう努める。
神社仏閣・信仰に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行う。 ・建築物の修繕等を行う場合は従来と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・地域で継承されてきた年中行事・祭礼は、地域の生活や習俗の歴史を強く現す要素であるため、行事と合わせてその空間の保存に努める。 ・石仏・石塔などは移動することなく現状を維持する。
史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行う。

3) 海岸区域

(1) 特徴

- ・海岸線には海食崖や岩礁などが連なり、越前海岸特有の自然景観を形成している。
- ・海岸線と海岸付近の斜面地の水仙畑が特徴的な景観となっている。
- ・越前水仙の発祥伝説に関する滝や岩礁などが残る。
- ・越前水仙の里公園が整備され、水仙ドームでは年間を通して水仙の花を楽しむことができるほか、水仙の歴史についても紹介している。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
海岸・岩礁・滝	<ul style="list-style-type: none">・基本的に海岸の埋め立ては行わず、現状の自然景観の維持に努める。・越前水仙発祥伝説に関するものは、現状維持に努める。・海岸と水仙畑の眺望を妨げないよう配慮する。
居倉漁港	<ul style="list-style-type: none">・周辺の自然環境との調和に努める。
越前水仙の里公園	<ul style="list-style-type: none">・改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努める。・文化的景観の拠点施設として展示等の充実に努める。

4) 山林区域

(1) 特徴

- ・山林は、昔は薪炭材やアブラギリ、ミツマタなどを伐採・採集する生活・生業の重要な基盤の一つであったが、現在は、居倉町・赤坂町・城有町・八ツ俣町の大部分と浜北山町の一部において、杉の植林が行われている。
- ・居倉町・浜北山町の山中には、ガラガラ山を中心に石積みの材料として使われた安山岩の自然石が散在している。
- ・ガラガラ山の山頂付近にはヤブニッケイの群生地があり、福井市の天然記念物に指定されている。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
山林	<ul style="list-style-type: none">・自然公園として保全されており、今後も現状維持を基本とする。・植林地は樹木の性質を踏まえ、状況に応じた間伐等を行い、適切な維持管理に努める。・石材の採掘が許可されている場所以外では地形を維持する。

5) 各区域に共通する構成要素

(1) 特徴

- ・立上川、居倉大川が農用地や集落を通り、日本海へと注いでいる。かつては農業や生活の用水として欠かせない存在であった。
- ・居倉町・浜北山町においては石積みで護岸された用水路が今でも残り、棚田跡をはじめ、集落の家屋の下を流れるものもある。かつての水と生活との関わりを色濃く示している。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事を行う場合は、農村景観に配慮した材料・工法を検討する。
用水路	<ul style="list-style-type: none"> ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努めるが、十分な強度を有し、簡易に行える工法を検討する。

6) 各区域に共通する構成要素以外の土地利用の方針

要素	土地利用の方針
公共施設、 観光・商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努める。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は落ち着いた色とするか、周囲の景観に調和した色彩となるよう工夫する。
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市屋外広告物条例の第1種禁止地域のため、一般広告物・案内広告物の設置はできない。 ・自家用広告物を設置する場合は、福井市屋外広告物条例の許可基準に則り許可を得て設置すること。また、その場合は周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する。
太陽光発電設備、 風力発電設備 その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、太陽光発電設備は設置しない。 ・家庭用太陽光発電設備を設置する場合は地上設置を避け、道路や公共の場から容易に望見できない位置とし、周辺の環境と調和したものとする。 ・原則、風力発電設備は設置しない。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とする。 ・景観に配慮したガードレールの設置・改修などの検討を行い、文化的景観への影響の軽減に努める。 ・改良・復旧工事などは、周囲の景観に配慮した工法を検討する。 ・既存の道路の美化・修景に加え、自然散策路の整備・充実を検討する。
駐車場、ごみ集積所等	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、地区の景観と調和するよう配慮する。

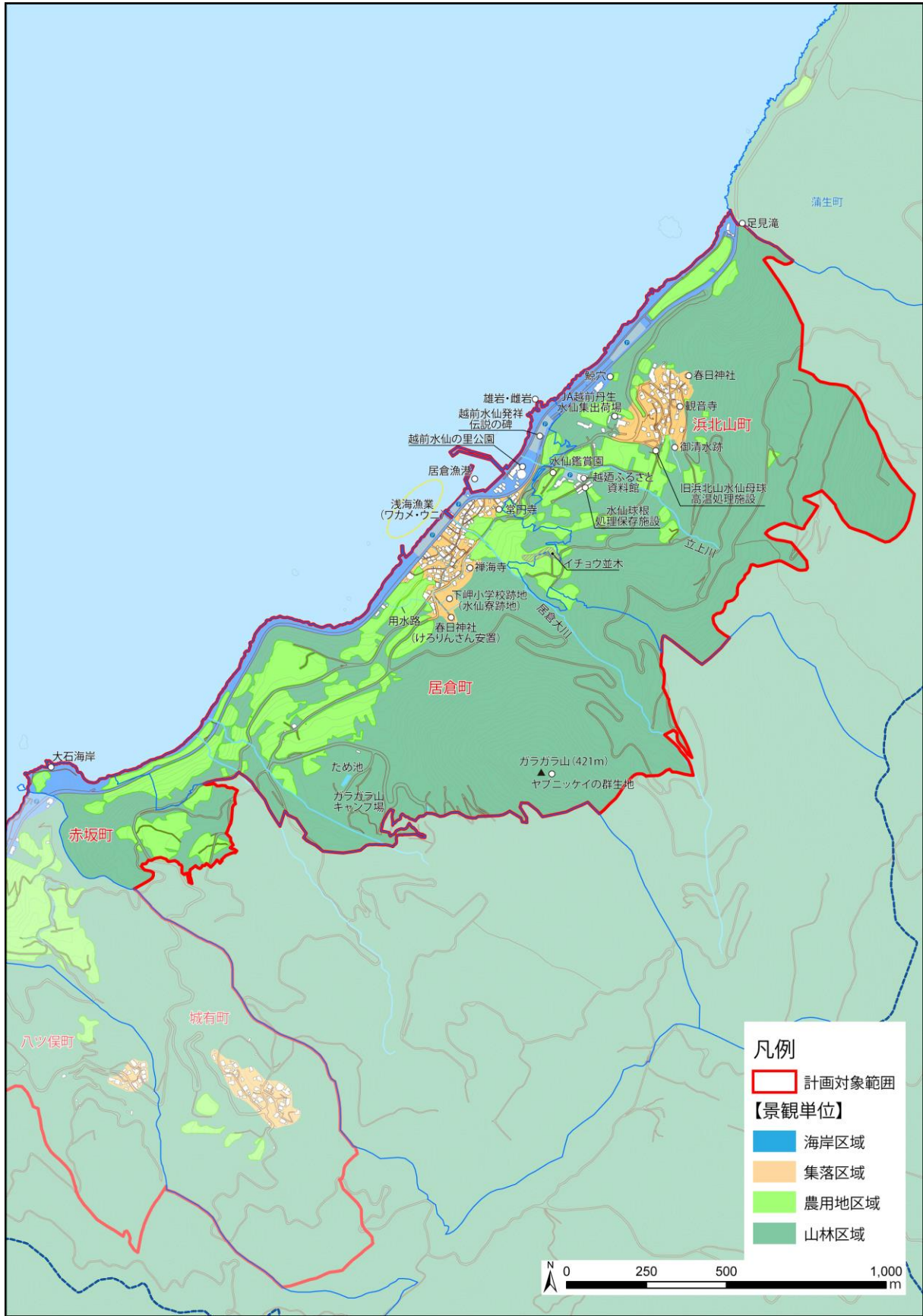


図 4-1-1 居倉町・浜北山町・赤坂町における景観単位の区域

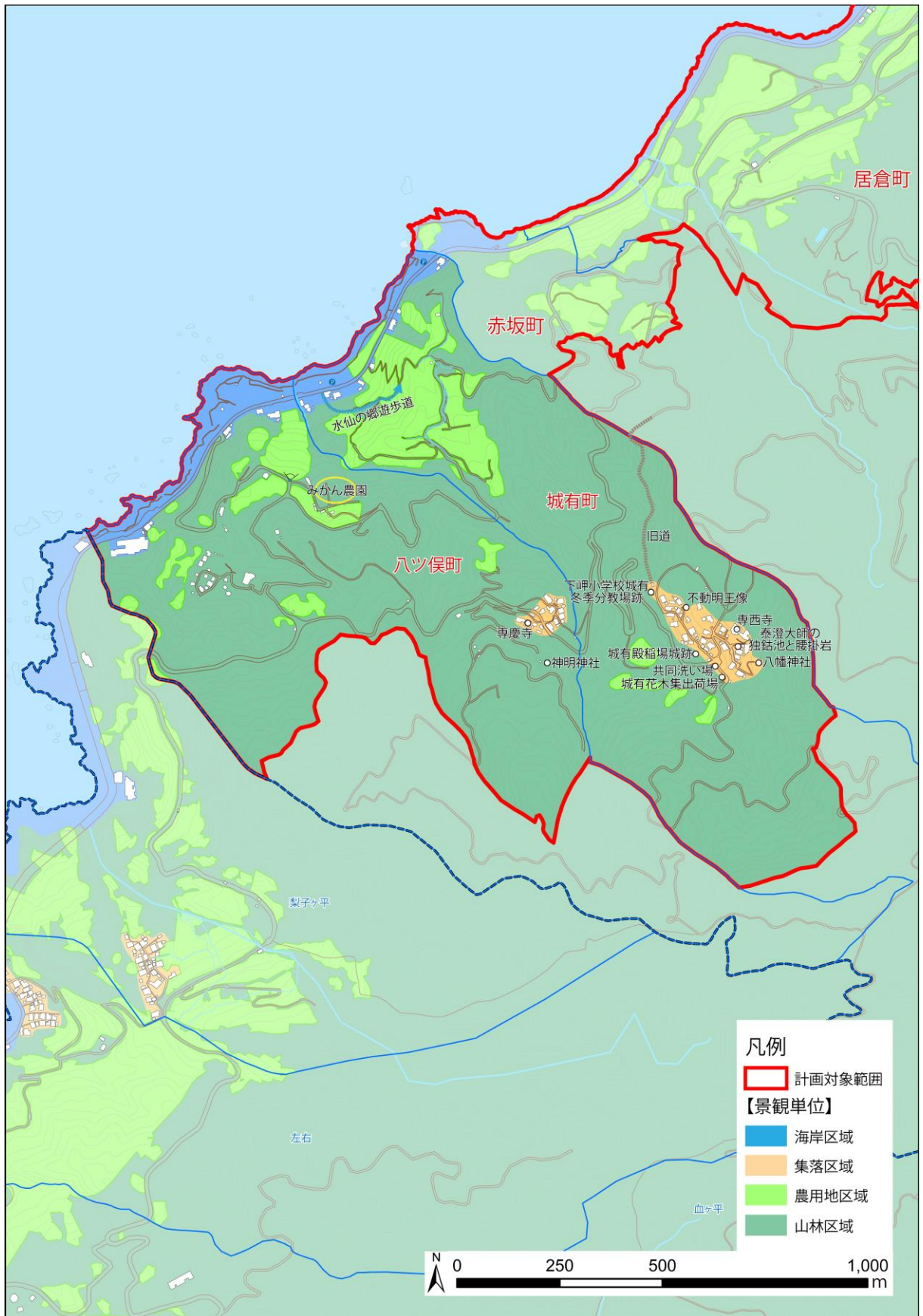


図 4-1-2 城有町・八ツ俣町における景観単位の区域

4-2. 行為規制の方針

1) 既存法令による行為規制

計画対象範囲には、景観法や屋外広告物条例による行為規制のほかに、自然公園法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法など、既存の法令及び条例による行為規制が適用される。

関係法令	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容
自然公園法	第2種特別地域・第3種特別地域	許可	・建築物、一般工作物、広告物、土地形状変更、木竹の伐採等には許可が必要
	普通地域	届出	・基準を超える建築物、一般工作物の新築等、広告物、土地形状変更には届出が必要
景観法 (福井市景観条例)	景観計画区域	届出	・建築物の高さが12mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築、改築若しくは移転又は増築には届出が必要など
屋外広告物法 (福井市屋外広告物条例)	第1種禁止地域	許可	・広告物等を表示し、又は設置する場合は許可が必要
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	許可	・農用地区域内の開発行為には、許可が必要
農地法	農地	許可	・農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合は許可が必要
道路法	国道・県道・市町道	許可	・電柱・広告塔などの設置を行う場合は許可が必要(道路占用許可)
河川法	河川区域	許可	・工作物の新設、改築又は除去、土地の現状変更等を行う場合は許可が必要
森林法	保安林	許可	・立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は許可が必要
	民有林	許可	・1haを超える開発の場合は許可が必要
届出		・立木を伐採する場合は届出が必要	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	許可	・水の放流、切土、掘削、盛土、立木林の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を誘発する行為、急傾斜地の崩壊防止施設以外の工作物の新築・改良等を行う場合は許可が必要
砂防法	砂防指定地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転または除却には許可が必要など
地すべり等防止法	地すべり等防止区域	許可	・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良には許可が必要など
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	許可	・開発行為を行う土地の区域内に建築を予定している建築物が住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設である場合は許可が必要
漁港漁場整備法	居倉漁港区域	許可	・水域または公開空地において工作物の建設・改良・土砂の採取、土地の掘削、盛土、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の一部の占用をする場合は許可が必要

関係法令	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容
海岸法	海岸保全区域	許可	・土砂の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等の新築・改築、土地の掘削、盛土、切土などを行う場合は許可が必要
漁業法	漁場の区域	許可	・漁業権の設定を受ける場合は許可が必要
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木事業等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしようとする時は、文化庁長官へ届出が必要
福井県文化財保護条例 福井市文化財保護条例	指定文化財	許可	・現状の変更やその他保存に影響を及ぼす場合は許可が必要

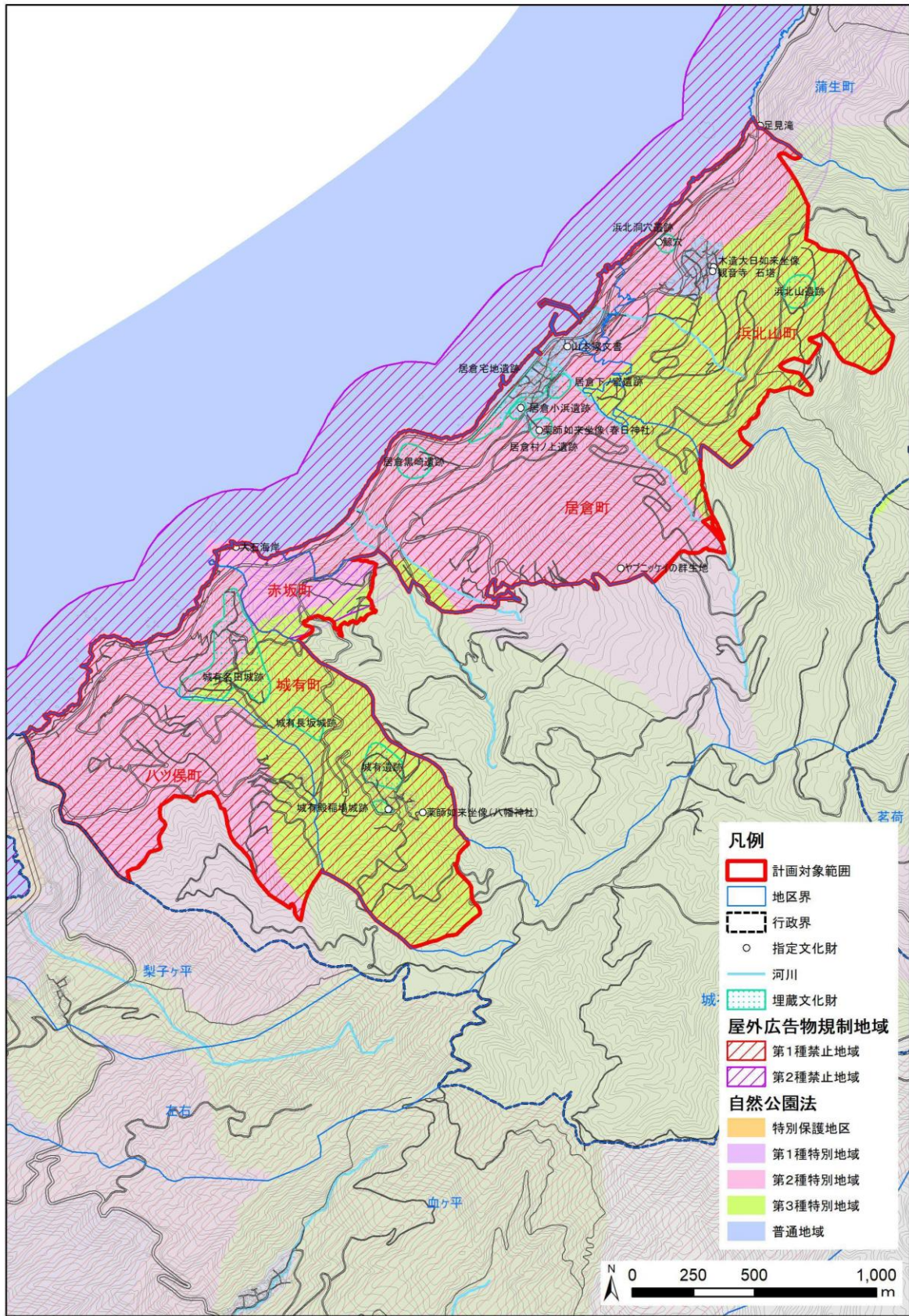


図 4-2 指定文化財・屋外広告物規制地域・自然公園区域

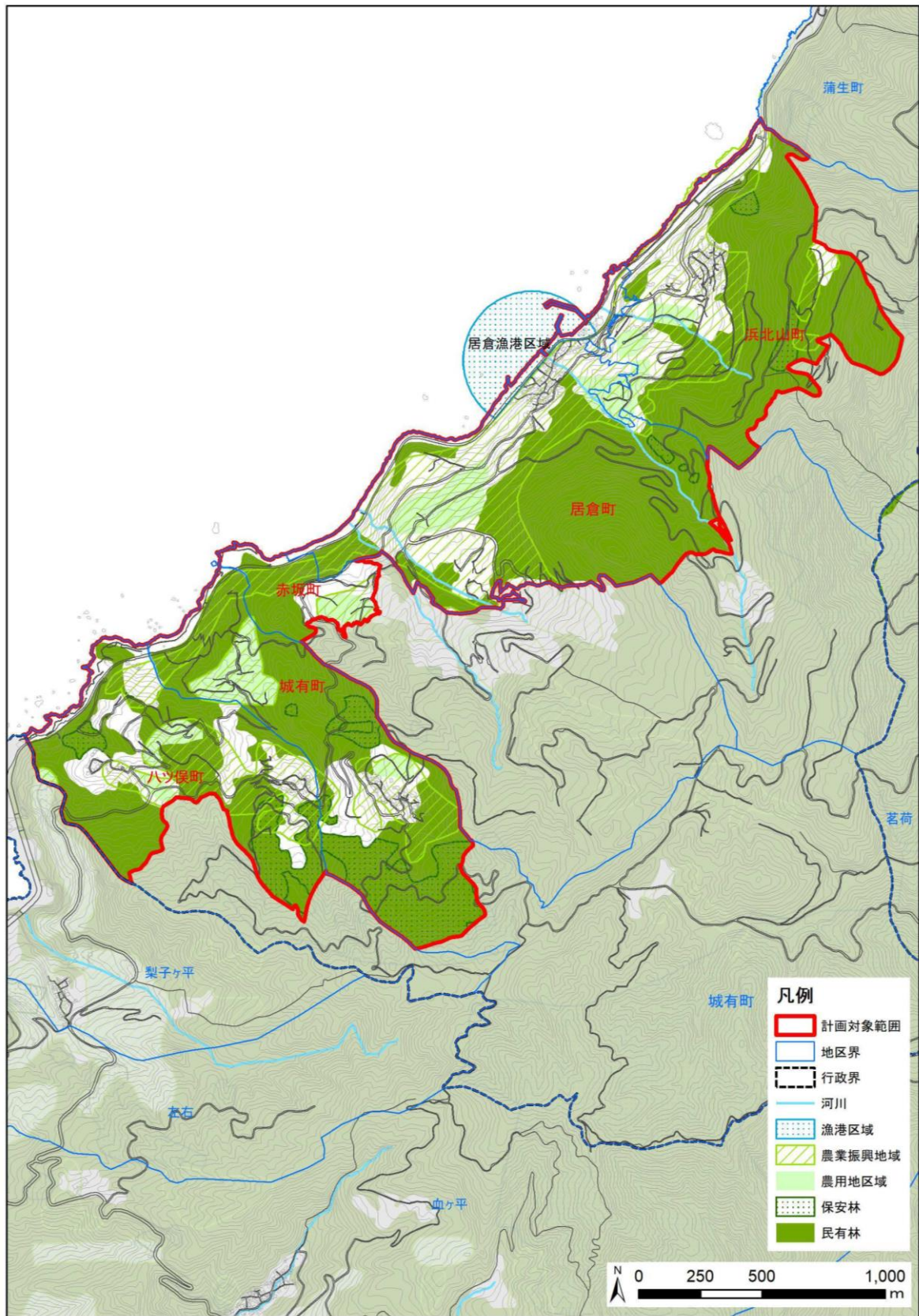


图 4-3 農業振興地域・農用地区域・保安林・民有林

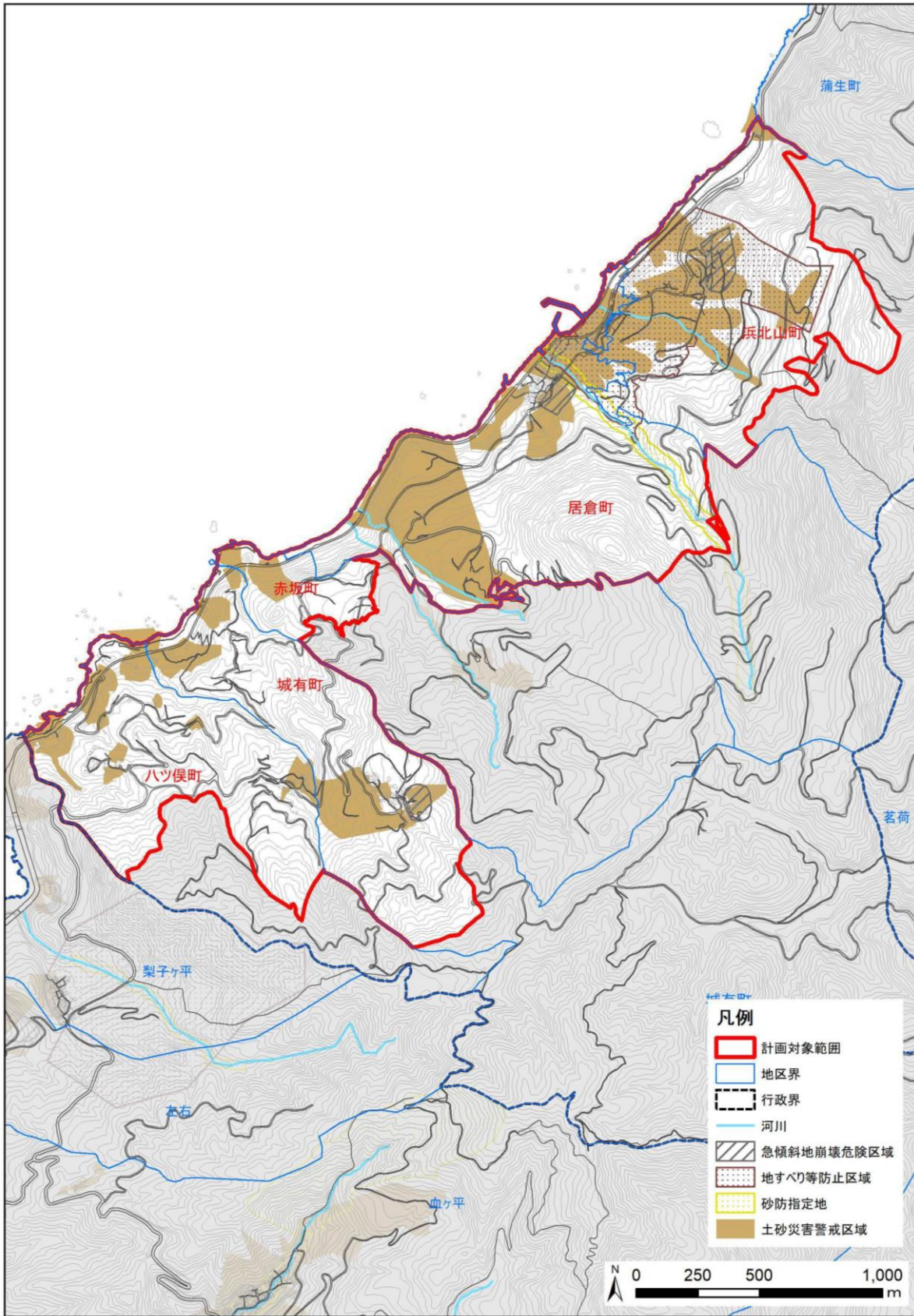


図 4-4 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり等防止区域・砂防指定地・土砂災害警戒区域

2) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

計画対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状変更等である（平成 20 年 20 庁財第 148 号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知）。

なお、重要な構成要素については第 7 章に記載する。

(1) 届出が必要な行為

滅失又はき損（文化財保護法第 136 条）及び現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（文化財保護法第 139 条、以下「現状変更等」）がある場合には、事前に福井市文化財担当部局と協議を行い、福井県や文化庁との調整や「(仮称) 福井市文化的景観保存活用委員会」審議部会での審議を踏まえ、文化庁長官に対して届出を行うものとする。届出の種類と提出期限は表 4-1 のとおりとする。ただし、表 4-2 に示す行為については届出を要しない。

重要な構成要素ごとの維持・保存する基準は第 7 章及び「重要な構成要素個票」に記載し、その運用については市文化財担当部局が行う。

表 4-1 届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	重要な構成要素が焼失、流失等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から 10 日以内
き損	重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合	所有者等	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 重要な構成要素の現状変更（物件の種別ごとに定める行為） 重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為 	現状変更等を行う者	現状変更等を行う日の 30 日前まで

表 4-2 届出を要しない行為

届出の種類	届出を要しない行為
滅失	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為（平成 17 年文部科学省令第 10 号第 4 条に定められている範囲）
き損	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 維持の措置^{※1} 非常災害のために必要な応急措置 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

※1：平成 17 年文部科学省令第 10 号第 7 条で定める以下の行為

- ・文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の原状に復するとき
- ・文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

5. 活用に関する方針

5-1. 活用の考え方

第3章で示す基本方針を踏まえ、水仙畑を中心とした文化的景観の価値を将来にわたり継承し、また、地域の魅力を共有して広く伝えていくための取組を実施していく。そのために、「水仙栽培の継続・発展のための方針」「魅力発信・地域活性化のための方針」「修理等の方針」「防災に必要な施設整備の方針」の各項目を示し、文化的景観の活用を推進する。

5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針

1) 水仙栽培に対する支援

水仙畑の景観保全とその活用にあたっては、生業としての水仙栽培の継続が不可欠である。生産農家の要望等をよく把握するとともに、栽培試験及び生産農家の巡回指導などを実施して、水仙の出荷本数の拡大や収益性の向上を図る。また、遊休農地の草刈り等による水仙畑の修景や、営農環境の改善に向けた作業路の整備に対する支援を行う。

- ・栽培試験及び生産農家への技能指導
- ・遊休農地の修景、作業路の整備に対する支援

2) 獣害対策への支援

近年被害が広がるシカ、イノシシの獣害への対策は喫緊の課題であり、行政、住民、関係機関が連携して効果的な獣害防止柵や罠の設置を進めるとともに、その他有効な対策を継続的に検討する。

- ・シカの侵入を防ぐフェンス柵の設置
- ・獣害防止柵や罠等の設置に対する支援
- ・有害獣による被害圃場の修繕及び維持管理に対する支援
- ・シカの不嗜好性植物の栽培(シソなど)など、有効な獣害対策の研究
- ・シカ、イノシシのジビエとしての活用など新たな産業の創出の検討



図 5-1 獣害防止柵

3) 水仙栽培の担い手の育成

水仙栽培の担い手育成の方策として、大学・高校や地域NPO組織等と連携して、水仙栽培体験を促進していく。越前水仙の栽培や販売、プロモーション、水仙まつりへの協力などを行うことで越前水仙の魅力に気づき、その担い手となる人材を育てる。

また、学校教育・生涯教育においては、水仙を教材とした郷土学習の推進に努めることで、県花である越前水仙への理解と関心を高め、担い手の芽を育てていく。

さらに一般からは改植・草刈りボランティアや水仙畑オーナーを募集し、水仙栽培に関する関係人口の増加を図る。

- ・大学、高校や地域NPO組織との連携による水仙栽培体験プログラムの促進
- ・学校教育や生涯教育での水仙を教材とした郷土学習の推進

◎改植・草刈りボランティアや水仙畑オーナー制度の構築



図 5-2 福井農林高校の体験活動
(水仙の球根植え付け)

5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針

1) 「魅力を見つけ、伝える人」の育成

文化的景観の魅力を広く周知していくためには、伝える人の存在が不可欠であるが、現在、当地域には地元ガイド等の組織はなく、先ず人材育成の取組を進める必要がある。

地元での学習会を定期的で開催して地域住民への周知を図るほか、地域外の若者等を積極的に呼び込み、住民との交流を通して地域の魅力を見つけ、その情報発信を担う人材の育成を図っていく。外部からの新たな視点、価値付けによって住民もまた地域の魅力を再発見し、その魅力を伝えるプレイヤーとなるように、地域内外の交流が深まっていく仕組みを構築していく。

また、すでに地域づくりの担い手として活動をしている「越前海岸盛り上げ隊」や地域おこし協力隊等と連携した情報発信を推進する。

◎文化的景観の魅力発見、情報発信を担う人材育成プログラムの実施

例) 地域の魅力をつくっている人の撮影・取材を行いながら地域の魅力を見つけ発信するローカルフォトプロジェクトの開催

- ・越前海岸盛り上げ隊等と連携した情報発信の推進



図 5-3 ローカルフォトプロジェクトイメージ
(福井県小浜市)

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

2) 来訪者を受け入れ、地域の魅力を伝える機会の創出

越前海岸や越前水仙に文化的景観という新たな魅力を加味して、越前海岸盛り上げ隊や観光関係団体と連携したPR活動に努める。ルートマップの提供、レンタサイクルの貸出、シャトルバスの運行など、来訪者の回遊性・移動利便性の向上を図ることで、当地域への来訪の機会を増やしていく。また、「魅力を見つけ、伝える人」が活躍するガイドツアー・体験プログラムの設定や空き家等を活用した農家民宿の推進など、地域と来訪者の交流を生み出す機会を創出することで、地域の活性化にもつなげていく。

越前町、南越前町と共同開催している「水仙まつり」では、文化的景観の魅力についても発信するなど、県や周辺市町と連携したPR活動にも取り組む。

- ・来訪者のニーズに応えるソフト事業の整備
- ・空き家を活用した農家民宿等の推進

◎「水仙まつり」等における県・周辺市町と連携したPR活動



図 5-4 ガイドツアーイメージ
(山形県長井市)

3) 活用のための施設等の整備

来訪者の知的ニーズに応えるため、文化的景観の価値や水仙畑の歴史などを紹介するビジターセンターとしての拠点施設の整備を図る。拠点施設は既存の公共施設や空き家などを活用することを検討する。

また、住民・来訪者等が、現地で文化的景観や重要な構成要素についての情報を得るために、説明板、案内サイン、眺望スポットの整備を図る。各種サインの設置にあたっては、周囲の景観と調和した色や形状、インバウンドに対応する多言語表示となるよう検討する。

◎拠点施設（ビジターセンター）、説明板、案内サイン、眺望スポットの整備

4) 関係人口の拡大から始まる新たな生業や地域デザインの創出

地域の活性化のため、関係人口の拡大を積極的に図っていく。水仙栽培体験プログラムや「魅力を見つけ、伝える人」の育成プログラムによる人材交流のほか、都市部からの新たな人の流れをつくるべく、空き家・空き施設をお試し居住住宅やサテライトオフィスとして改修し、テレワーク可能な環境の整備を図る。多様な人材が地域住民と交流することで、水仙を利用した新たな生業や地域デザインの創出を図る。

- ・空き施設等を活用したテレワーク環境の整備
- ・人材の交流による新たな生業や地域デザインを創出する仕組みの構築



図 5-5 水仙のエッセンシャルオイルを使ったバスボムづくりワークショップ

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

5-4. 修理等の方針

計画対象範囲内の構成要素について、修理・修景を推進する。文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助金を活用し、補助対象の基準を満たすものには経費の一部を補助する。

重要な構成要素の修理は個票に示された内容に沿うものとし、それ以外の構成要素については土地利用の方針、福井市景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を踏まえることとする。本節では、そうした基準と併せて留意すべき点について整理する。

1) 集落区域における修理の方針

(1) 家屋

家屋は基本的に現状維持を目的とした修理とする。その際、当地域の伝統的家屋に見られる特徴が対象家屋に確認できる場合にはその保存に努めるが、修理は一律に行うのではなく、個々の家屋の歴史的変遷を尊重した修理を行うように心がけ、現代における生活ニーズも勘案する。修理に当たっては、必要に応じてヘリテージマネージャー等による建物調査を実施し、修理方針に反映させる。

(2) 社寺建造物

修理に対する基本的方針は家屋と同様である。社殿等の主要建造物のうち歴史的な建造物については、可能な限り現状維持のための修理を行い、内部空間は関係者の意向も尊重し、建物の歴史的変遷のほか、利便性にも配慮した修理を行う。それ以外のものについては、境内景観の向上に資する修景を行う。

(3) 石積み

修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。また、各種法令等の制限により現状復旧が困難な場合には、現状の記録を取った上で既存の石積みや周辺景観に配慮した工法を選択することとする。

2) 重要な構成要素の所有者等とのコミュニケーション

重要文化的景観への選定後も、重要な構成要素の所有者や管理者への働きかけを継続して行う。関連する規制や支援、また文化財としての価値について定期的に周知するとともに、日頃から関係者と積極的にコミュニケーションをとることで、建物の保存について問題等が生じた場合に、所有者が市担当者へ相談しやすい環境づくりを進める。

3) 修理等に関わる人材の育成

修理には、歴史的建造物の修理や文化財の保護に対して高い関心と確かな知識をもつ建築設計者及び工務店、職人等の人材が不可欠である。県内の職人を把握して人材バンクの構築を図るほか、ヘリテージマネージャー等で組織するふくいヘリテージ協議会と連携し、各種研修を行い、修理事業への参加を促していく。また、石積みについては、地元では絶えてしまった石工の技術を再構築するべく、石積み学校などを開催して人材育成を図るほか、より簡易に修理できる工法の研究も行う。

5－5．防災に必要な施設整備の方針

地震や大雨等の自然災害による被害を最小限に抑えるため、地域防災計画に則り、計画的な整備に取り組んでいく。また、集落においては、防火対策として消火設備の設置などについて検討する。

6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針

6-1. 運営体制の考え方

文化的景観の保護は、文化財の枠を超えて、行政各部局や関連団体・地域住民が連携していくことが重要となる。その中で、取組等の役割を分担し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要である。しかし現状は、それぞれが危機意識を感じているものの、行政の施策においては関連部局間の連携が十分ではなく、また関連団体や地域住民の理解と協力を得た総合的な取組が行われているとは言い難い。

今後は、本計画を柱として連携を強化し、所有者等に対する十分な支援体制を構築していくこととする。

運営体制については、大きく保存と活用とに分けて整理するが、この二つは切り離して考えられるものではなく、包括的に確認し、検討していくべきものである。運営における関連組織の役割を十分に整理した上で、各組織の代表から成る「(仮称) 福井市文化的景観保存活用委員会」を設置して、保存・活用の課題について定期的、継続的に協議する体制を構築する。

6-2. 関連組織とその役割

1) 保存に関する体制

(1) 行政の役割

第4章に示したとおり、保存が必要な景観構成要素については「重要な構成要素」として特定し、価値を踏まえた保存措置を図る。それ以外の構成要素等については、福井市景観計画に基づく景観形成基準や自然公園法の基準を適用し、その保護を図っていく。

文化的景観保護制度の担当窓口は、文化財担当部局とする。また、通常景観計画の運用は景観部局が担当しているが、本計画対象地区では、文化的景観保存活用計画と景観計画との連動を図り、届出の煩雑化を防ぐため、窓口を文化財担当部局に一本化する。

自然公園法における許可申請については福井県環境部局が所管していることから、事前協議等について県・市間で十分な情報共有を図るものとする。

福井市庁内では、文化財担当部局が主体となり、景観担当部局・建設部局・農林水産部局などの関係部局との連携を図り、保存管理の方針等について適宜庁内の連絡会議などを開催して情報共有を行うものとする。

(2) 地域住民等の役割

地区内の住民や不動産の所有者、事業者などは、本計画に示す土地利用の方針及び福井市景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を遵守し、現状変更行為等を予定する場合は、市文化財担当部局及び福井県環境部局と事前協議を行う。その後、基準に沿って計画し、届出等を行う。

また、重要な構成要素については、滅失又はき損の場合は所有者が、現状変更等を行うにあたっては行為者が、市文化財担当部局と事前協議を行い、重要な構成要素個票に

において特定された内容に該当する場合には、文化庁長官への届出を行うものとする。

なお、居倉町集落・浜北山町集落及び城有町集落におけるき損については、市文化財担当部局及び所有者等との事前協議の後、各自治会が文化庁長官へ届け出ることとする。

(3) 専門家の役割

学識経験者やヘリテージマネージャー等の専門家は、福井市からの要請により、物件の調査や知見による助言を行う。また、ふくいヘリテージ協議会による研修会を現地で実施し、保存についての啓発活動を行う。

現状変更等や整備に当たって審議が必要な場合は、専門家等で組織する「(仮称)福井市文化的景観保存活用委員会」審議部会に諮問することとする。

2) 活用に関する体制

(1) 行政の役割

活用においては、関連する部局との役割分担及び連携が不可欠である。庁内のまちづくり部局、観光部局、農林水産部局など関連部局との綿密な情報共有や政策的な連携を図りながら、地域が抱える課題と未来に向かっての目標に対応していく。

地域住民に対しては、水仙畑の維持・拡大にむけて、水仙栽培の課題と対策を協議する意見交換会や新たな水仙の活用を検討するワークショップを開催しながら連携を図っていく。また、重要な構成要素の修理現場の公開やサイン等整備の検討会などへの参加を促し、文化的景観についての学びの場を設ける。

(2) 地域住民等の役割

文化的景観の価値を守り、それを活用しながら後世に伝えていく上で重要となるのは、その地で暮らす人々の力である。地域の課題は何なのかを把握し、それらの不安要素を取り除くための仕組みを行政や関連組織と連携しながら検討していく。住民は自らの生活をより良くするため、コミュニティ内の連携を図り、来訪者との交流も積極的に行うことで地域の活性化を図る。行政はそうした取組に必要な人材・資金等の支援に努めていく。

3) 関連組織との連携

(1) 文化的景観関連自治体との連携

「福井ふるさと広域景観形成事業」を推進する県、文化的景観「越前海岸の水仙畑の文化的景観」として本質的価値を共有する越前町、南越前町と連携し、「(仮称)越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会」を設立して、緊密な連携・協力を行うことで、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。また、行政間の連携にとどまらず、地域組織・住民が交流し、相互の魅力を高めあえるような協力体制を構築する。

(2) 教育機関との連携

地域デザインや新たな産業の創出には、外部視点が入ることによって得られる成果が多い。特に少子高齢化が進む当地域においては、若者の視点や協力が地域に大きな活力を与える。県内の大学等の協力を得て、学生のアイデアや活力を積極的に活用する。

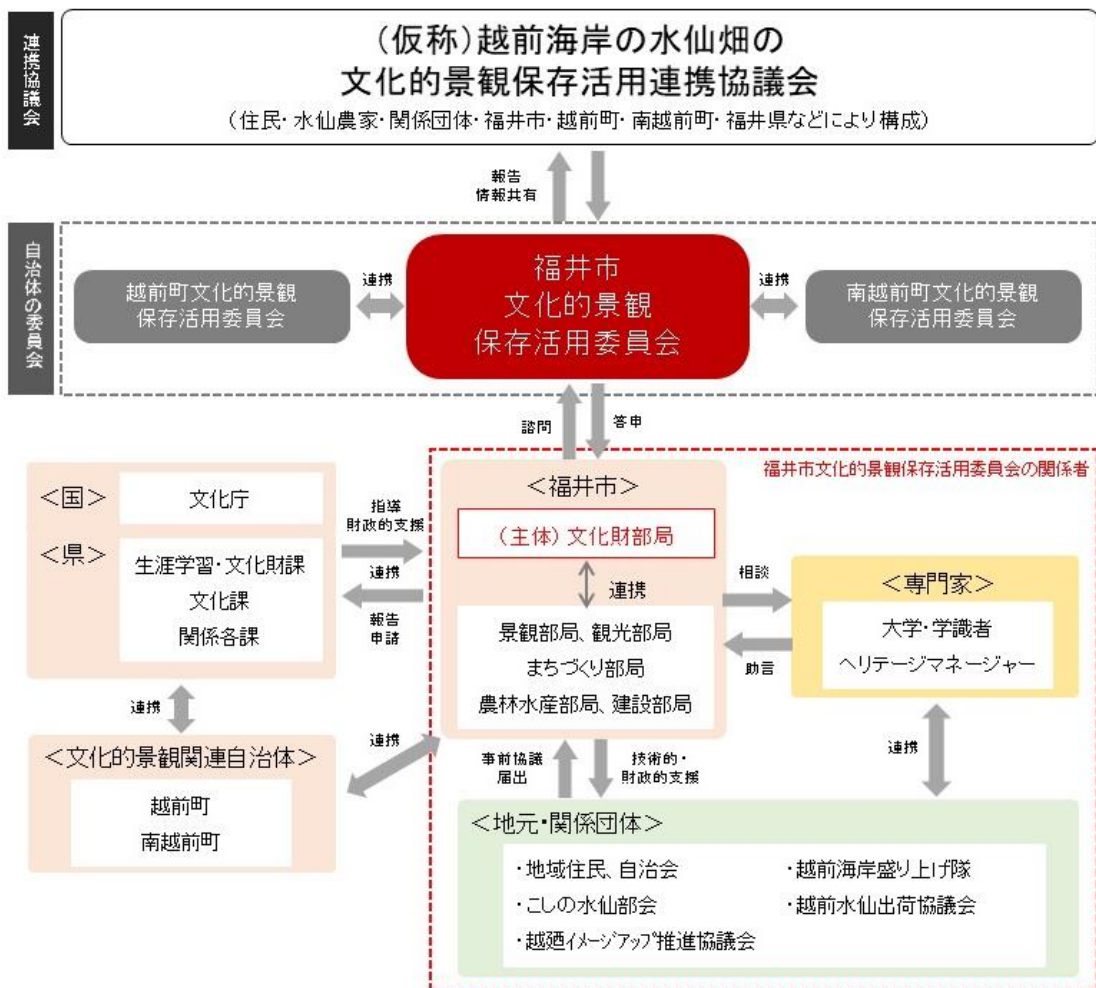


図 6-1 文化的景観の保存・活用体制

7. 重要な構成要素

7-1. 重要な構成要素

文化的景観の重要な構成要素とは、「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態、意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」のことをいう。

「越前海岸の水仙畑 文化的景観保存調査報告書」において、文化的景観の景観構成要素を抽出し、この内、有形かつ不動産で、文化的景観の本質的価値を担保するために特に重要であり、かつ、将来にわたり保存することに対して、所有者等の同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定する。

表 7-1 重要な構成要素一覧

No	名称	景観単位	所在地	所有者等
1	水仙畑（斜面地）	農用地区域	居倉町・浜北山町・赤坂町・ 城有町・八ツ俣町	個人
2	耕地（棚田跡）		居倉町・浜北山町・赤坂町・ 城有町・八ツ俣町	個人
3	用水路		居倉町	福井市
4	ため池		居倉町	個人
5	立上川		居倉町・浜北山町	福井市
6	居倉大川		居倉町	福井市
7	浜北山町集落	集落区域	浜北山町	浜北山町
8	居倉町集落		居倉町	居倉町
9	城有町集落		城有町	城有町
10	春日神社（浜北山）		浜北山町 12-2、12-3	浜北山町
11	観音寺		浜北山町 11-7	観音寺
12	春日神社（居倉）		居倉町 79-38	居倉町
13	禅海寺		居倉町 39-9、39-10	禅海寺
14	常円寺		居倉町 42-47	常円寺
15	八幡神社		城有町 31-1	城有町
16	専西寺		城有町 68-13-1	専西寺
17	神明神社		八ツ俣町 52-5	八ツ俣町
18	専慶寺		八ツ俣町 51-8	専慶寺

19	御清水跡	集落区域	浜北山町	浜北山町
20	腰掛岩		城有町	城有町
21	城有殿稻場城跡		城有町	専西寺
22	足見滝	海岸区域	浜北山町	浜北山町
23	鯨穴		浜北山町	浜北山町

7-2. 重要な構成要素の保護の方針

下表に、重要な構成要素の種類ごとに保護の方針を示す。

表 7-2 重要な構成要素の保護の方針

景観単位	重要な構成要素	現状変更行為	協議による修理・復旧	補助対象	
農用地区域	水仙畑（斜面地）	地形の改変	○	○	
	耕地（棚田跡）	区画の変更・石積みの修繕	○	○	
	用水路	拡幅・暗渠化・石積みの修繕	○	○	
	ため池	石積みの修繕	○	○	
	立上川	拡幅・形状変更	○	○	
	居倉大川				
集落区域	浜北山町集落 居倉町集落 城有町集落	家屋・作業小屋等	新築・増築・改築・取り壊し	○	○
		石積み	改修・取り壊し	○	○
		石造物	改修・移転	○	○
	春日神社（浜北山） 観音寺 春日神社（居倉） 禅海寺 常円寺 八幡神社 専西寺 神明神社 専慶寺	新築・増築・改築・移転 ・取り壊し	○	○	
	御清水跡	改修	○	○	
	腰掛岩	改修・移転	○	○	
	城有殿稻場城跡	改修	○	○	
	海岸区域	足見滝	改修	○	○
鯨穴		改修	○	○	

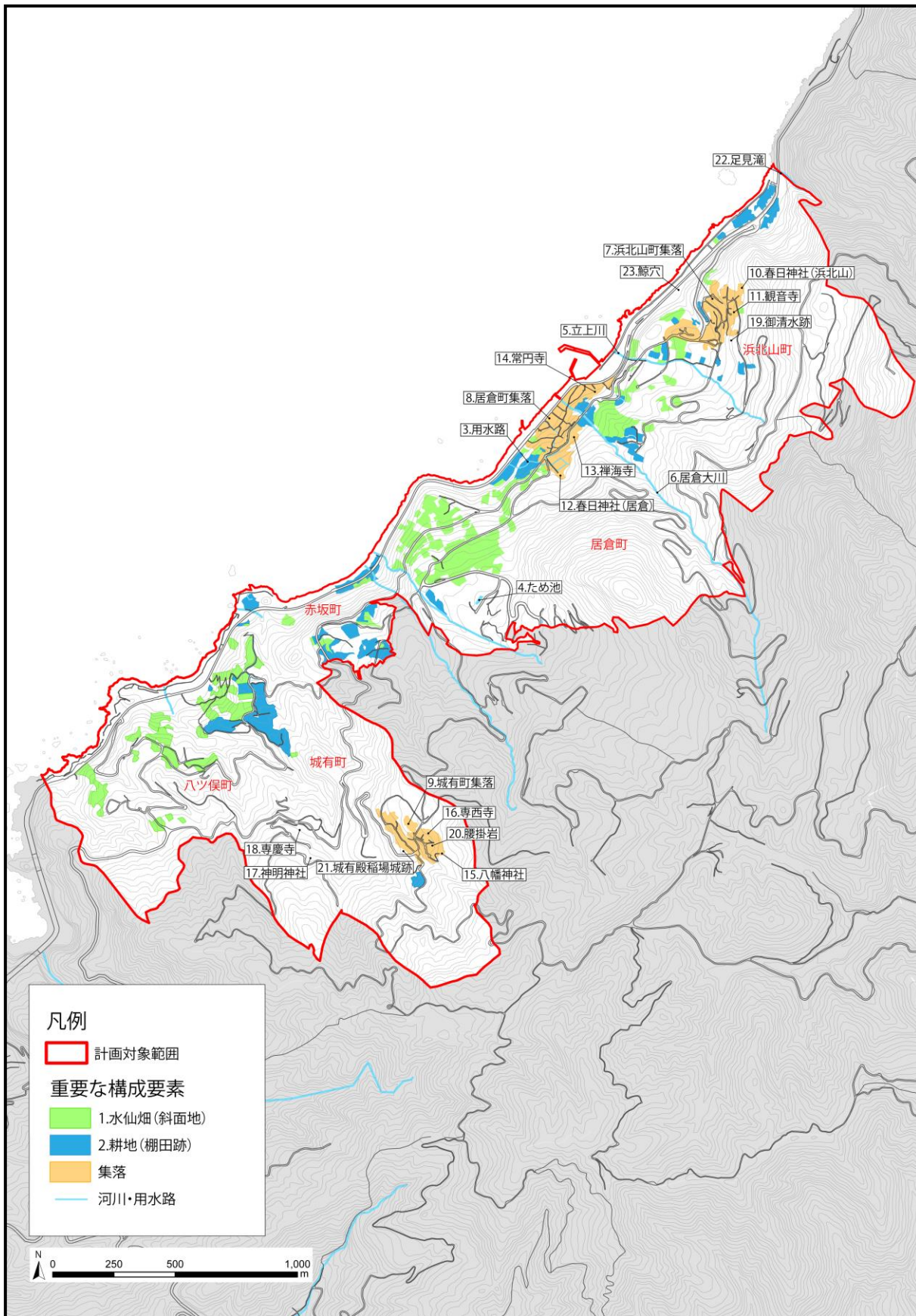


図 7-1 重要な構成要素位置図(全域)

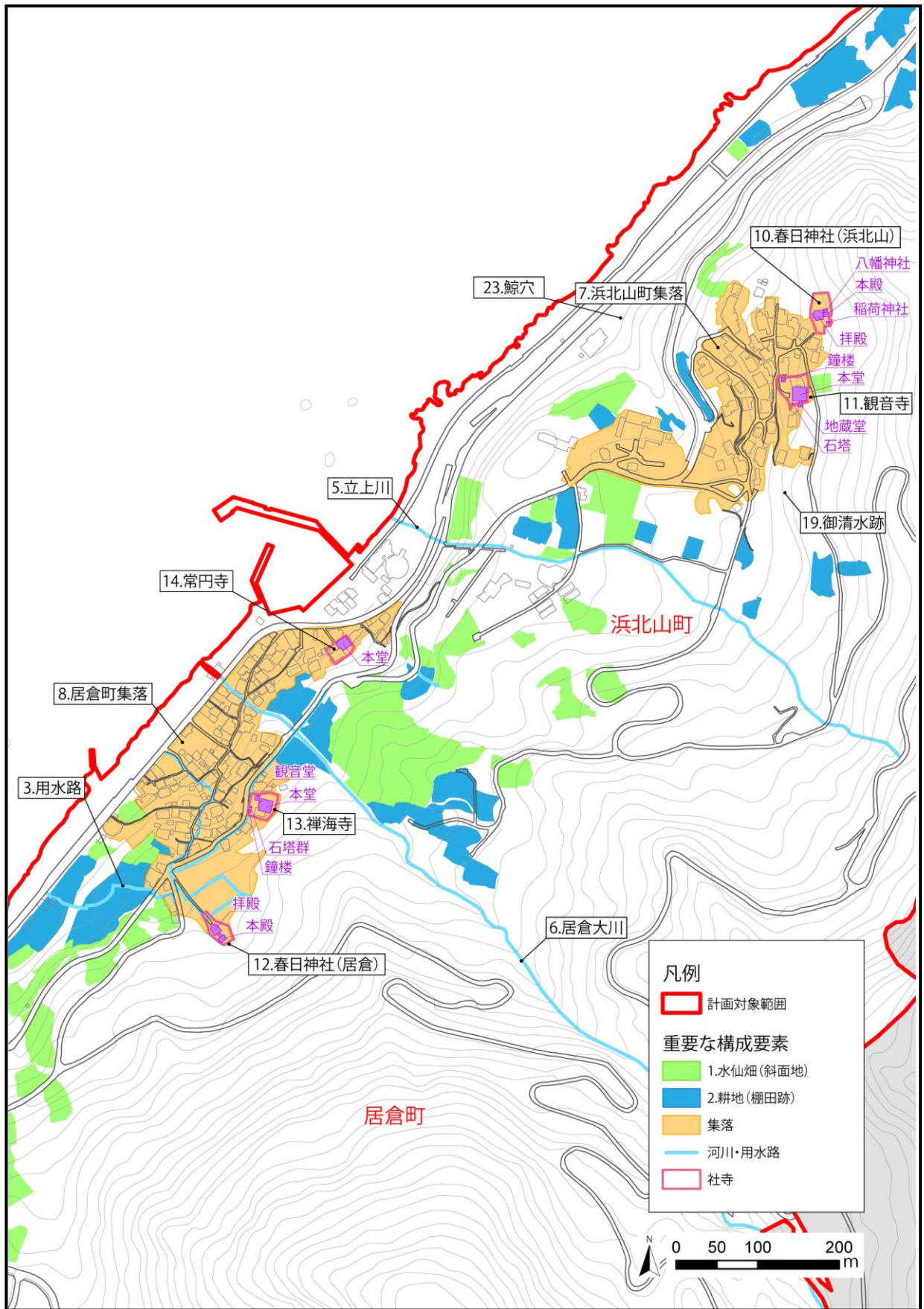


図 7-2-1 重要な構成要素位置図 (居倉町・浜北山町集落)

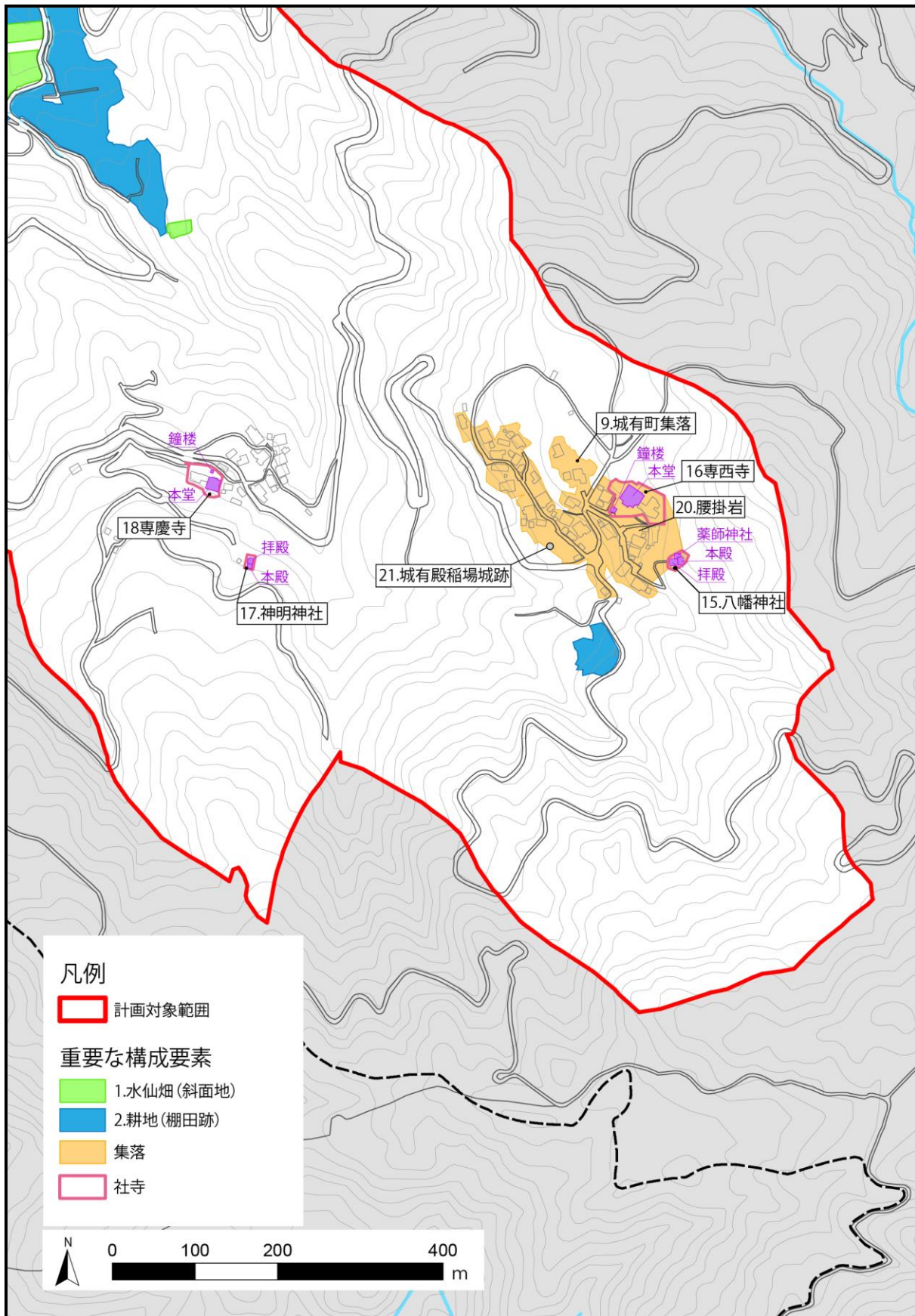


図 7-2-2 重要な構成要素位置図 (城有町・八ツ俣町集落)

7-3. 重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針

1) 面的保存の方針

居倉町集落・浜北山町集落では斜面に石積みを築くことで僅かな平地を確保して集落を形成し、田畑だけではなく山林や海での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

したがって、両集落においては、農村景観を構成する諸要素を一体的に保存することで、この特徴的な農村の営みを維持・継続していく。

については、両集落の自治組織である居倉町自治会・浜北山町自治会からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」として特定し、面的な保存措置を取ることとする。

2) 面的保存の対象となる諸要素

(1) 家屋・作業小屋等

平地の少ない斜面地に築かれているため、山間地の家屋や作業小屋に比べて規模が小さく、厳しい浜風による塩害に備えるため外壁を木製板張りとし、屋根は銀鼠色の瓦屋根とするものが目立つ。東の山側から西の海側へと下る斜面上の平地に立地し、等高線に沿って家屋が築かれている。道路に面して玄関を設けるため、平入り・妻入りのどちらも見られる。水仙農家の特徴となるような間取りは特に見られず、水仙の仕分け作業等は玄関先や作業小屋を使って行われている。

以上のような特徴は、建築様式等の変遷による多少の変化はあるものの、現在でも継承されてきている。そのため、多様な家屋や作業小屋が混在しながらも、一体感のある景観が形成されている。

よって、個々の家屋や作業小屋の歴史的変遷を十分に考慮した上で、区域全体の特徴的要素の保存を図り、重層性のある農村の景観を継承していく。ただし、文化的景観における家屋や作業小屋の保存措置は、原則、外観に対して行うものとする。家屋や作業小屋内部についての保存措置は規定しないが、特徴的な要素が認められる場合は可能な限り保存に努めるものとする。

(2) 石積み

石積みは、斜面地を有効利用するために生み出された技術であり、土地利用に関する価値を支える重要な構成要素である。両集落の石積みは、築造年代によって積み方や石質が異なるものの、概ねガラガラ山の安山岩の石材を用いており、地元の石屋によって構築・維持されてきたものである。当地区の景観を特徴付けるものとして、両集落の石積みを保存対象とする。

(3) 石造物（石仏・石塔等）

集落内には、石仏・石塔等が点在しており、地域の信仰を現すものとして保存対象とする。

7-4. 重要な構成要素「城有町集落」の保存方針

1) 面的保存の方針

城有町集落では比較的高地の山間に集落を形成し、田畑だけではなく山林での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

したがって、当集落においては、農村景観を構成する諸要素を一体的に保存することで、この特徴的な農村の営みを維持・継続していく。

については、当集落の自治組織である城有町自治会からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「城有町集落」として特定し、面的な保存措置を取ることにする。

2) 面的保存の対象となる諸要素

(1) 家屋・作業小屋等

敷地規模は広めで、切妻屋根に銀鼠色の瓦をのせ、漆喰や木製板張りの妻壁に格子組があり、妻壁前面に瓦葺の下屋があるという「ふくい伝統的民家」の基準を満たす農家型住宅が多い。山林に囲まれた緩やかな斜面上の平地に立地し、等高線に沿って家屋が築かれている。水仙農家の特徴となるような間取りは特に見られず、水仙の仕分け作業等は玄関先や作業小屋を使って行われている。

以上のような特徴は、建築様式等の変遷による多少の変化はあるものの、現在でも継承されてきている。そのため、多様な家屋や作業小屋が混在しながらも、一体感のある景観が形成されている。

よって、個々の家屋や作業小屋の歴史的変遷を十分に考慮した上で、区域全体の特徴的要素の保存を図り、重層性のある農村の景観を継承していく。ただし、文化的景観における家屋や作業小屋の保存措置は、原則、外観に対して行うものとする。家屋や作業小屋内部についての保存措置は規定しないが、特徴的な要素が認められる場合は可能な限り保存に努めるものとする。

(2) 石積み

石積みは、斜面地を有効利用するために生み出された技術であり、土地利用に関する価値を支える重要な構成要素である。当集落の石積みは、築造年代によって積み方や石質が異なるものの、概ね地元ガラガラ山産出の安山岩を用いており、地元の石屋の工法によって構築・維持されてきたものである。当地区の景観を特徴付けるものとして、当集落の石積みを保存対象とする。

(3) 石造物（石仏）

集落内には、湧水地に関わる石造不動明王像などが祀られており、地域の信仰を現すものとして保存対象とする。

7-5. 重要な構成要素である集落の現状変更の取扱い

事前に現状変更の計画を把握した上で、市文化財担当部局を窓口にも本計画に基づいたものになっているか確認・協議を行う。

表 7-3 居倉町集落・浜北山町集落・城有町集落における保存対象諸要素に対する措置

保存対象		維持・保存する基準	補助事業対象
家屋・作業小屋等	敷地	● 現状維持又は周辺の景観と調和した規模・形状とする。	・現状変更取扱基準(28頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)及び集落の典型的な家屋の基準(表7-4)に適合した家屋の修理等
	高さ	● 現状維持又は2階建て以下とする。	
	形態	● 景観形成基準*に従う。	
	色彩	● 景観形成基準に従い、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。	
	素材、材料	● 景観形成基準に従う。	
	附帯設備等	● 景観形成基準に従う。	
石積み		● 既存の位置や高さ、石材等を可能な限り現状維持する。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。	・現状変更取扱基準(28頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)に適合した石積みの修繕
道路(小路・坂道)		● 配置、道幅は可能な限り現状を維持する。	・現状変更取扱基準(28頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)に適合した道路の補修
石造物(石仏・石塔等)		● 現状を維持する。	・現状変更取扱基準(28頁)を遵守し、維持・保存する基準(左列)に適合した石造物の修繕

※景観形成基準では、「必ず守るべき基準」「努力することが必要な基準」「推奨する基準」のいずれの基準にも従うものとする。

表 7-4 集落の典型的な家屋の基準

構造・工法	● 木造在来工法を基本とする。
形態	● 屋根の形状は原則2方向以上の勾配を有すること。切妻造、寄棟造、入母屋造を基本とする。
素材、材料	● 銀鼠色の瓦や漆喰塗り、木製板張りなど伝統的素材等を使用する。

7-6. 重要な構成要素の個票